



23消安第6591号
平成24年3月30日

社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令について（通知）

このことについて、別紙のとおり「農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年農林水産省令第22号）が平成24年3月30日付けで公布されました。これにより、平成24年4月1日から、ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第9条及び第11条の規定に基づき、何人も販売及び使用してはならないこととなります。

また、ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬の回収については、「販売禁止農薬等の回収について」（平成23年12月13日付け23消安第4597号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、関係者のご協力をお願いしているところで

す。つきましては、このことについて、関係者に対して、広く周知いただきますようご協力をお願いします。

附 則

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第九条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ一六・九メタンノ一・四・三ーベンゾジオキサチエピンⅡ三ーオキシド（別名ベンゾエピン又はエンドスルファン）

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第四条第二項（同法第七条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条及び第二十七条の規定に基づき、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者」を「第四条第一項第三号に規定する役員」に改め、「法定代理人」の下に「法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。」を加え、同項第七号中「書面」の下に「法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書及びその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面」を加える。

第八号中「てん補限度額」を「填補限度額」に、「てん補すべき」を「填補すべき」に改める。

第七号第二項第五号中「新たに法定代理人となつた者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面」を「イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書面」に改め、同号に次のように加える。

イ 法定代理人の変更 新たに法定代理人となつた者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面（新たに法定代理人となつた者が法人である場合にあつては、登記事項証明書、その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び同号の書面）

ロ 法定代理人である法人の名称の変更 新たに役員となつた者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面

ハ 法定代理人である法人の役員の変更 新たに役員となつた者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面

第十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めた」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 農林水産大臣が定める基準に適合すると農林水産大臣が認めたもの

ロ イの農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が行うもの（あらかじめ、農林水産大臣に対し、その実施方法を通じた場合に限り。）

別記様式第一号を次のように改める。
別記様式第一号（第三号関係）

(A4)

遊漁船業者登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	年 月 日
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。		申請者	年 月 日
知事 殿			
フリガナ氏名又は名称	郵便番号 ()	フリガナ住所	フリガナ氏名
法人である場合はフリガナ代表者の氏名	フリガナ住所	フリガナ氏名	フリガナ氏名
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
母 申請書において既に受けている登録			

23消安第4597号
平成23年12月13日

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第2項の規定によりその販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第11条の規定に基づきその使用も禁止されているところである。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号。以下「省令」という。）の改正により、平成22年3月31日に販売禁止農薬に追加されたところであるが、その後、平成22年4月及び平成23年9月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されている。一部の都道府県において、このことを受けて平成22年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成17年から21年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されている。このことから、他の都道府県においても相当量のケルセン又はジコホールを含む農薬が依然農家等に保有されているものと推察され、改めて当該農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の徹底を図る必要がある。

また、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成23年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を予定している。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、農家等に保有されている当該農薬の回収を進めておくことが望ましい。

については、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、貴局管下都道府県より農家等に対して下記の事項が周知されるよう通知願いたい。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬（別紙1）は販売禁止農薬であり、法第11条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第9条第4項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること。

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬（別紙2）は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は使用が禁じられることとなること。
- (2) 当該農薬については、販売禁止農薬に追加後、法第9条第4項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること。
- (3) アグロ カネショウ株式会社が行う回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること。

ケルセン又はジコホールを含む農薬

別紙1

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ケルセン水和剤	アグロスケルセン水和剤33	18626
	イハラケルセン水和剤	3284
	キングケルセン水和剤	3379
	ケルセン「日産」水和剤	3300
	ケルセン水和剤33	9051
	トモノケルセン水和剤33	9050
	トモノ印ケルセン水和剤	3381
	ヤシマケルセン水和剤	3346
	金鳥ケルセン水和剤	3347
	三共ケルセン水和剤	3283及び 4750
	三共ケルセン水和剤33	10844
		10845
	山本ケルセン水和剤	3378
	山本ケルセン水和剤33	9110
	東亜ケルセン水和剤	3286
	日農ケルセン水和剤	3285
	日農ケルセン水和剤33	9049
	武田ケルセン水和剤33	9052
BCPE・ケルセン水和剤	ダニキール水和剤	14187
ケルセン乳剤	アグロスケルセン乳剤40	18166
	イハラケルセン乳剤	3035及び 5146
	キングケルセン乳剤	3380
	ケルセン「日産」乳剤	3012
	ケルセン乳剤	12341
	ケルセン乳剤40	4988
	サンケイケルセン乳剤	3668
	サンケイケルセン乳剤40	5031
	トモノケルセン乳剤40	5029
	トモノ印ケルセン乳剤	3382
	マルカケルセン乳剤	3034
	マルカケルセン乳剤40	5033及び 10944
	ヤシマケルセン乳剤	3013
	ヤシマケルセン乳剤40	5550
	金鳥ケルセン乳剤	3097
	金鳥ケルセン乳剤40	5032
月鹿ケルセン乳剤	3016	

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ケルセン乳剤	三共ケルセン乳剤	3014、4751 及び5647
	三共ケルセン乳剤40	5028、5066 及び5416
	山本ケルセン乳剤	3017
	山本ケルセン乳剤40	5037
	寿ケルセン乳剤	4474
	長岡ケルセン乳剤40	5030
	東亜ケルセン乳剤	3120
	東亜ケルセン乳剤40	5035
	日産ケルセン乳剤40	5036、7540、 7542及び 9441
	日農ケルセン乳剤	3015
	日農ケルセン乳剤40	5034
	武田ケルセン乳剤	5760
	武田ケルセン乳剤40	5759
ケルセン・DPC乳剤	バンマイト乳剤	9922
ケルセン・テトラジホン乳剤	ダブル乳剤	6330
ケルセン・ヘキシチアゾクス乳剤	ダニデン乳剤	18075
メカルバム・ケルセン乳剤	ペスタンK乳剤	8121
ケルセン粉剤	アグロスケルセン粉剤3	18553
	イハラケルセン粉剤3	6291
	クミアイケルセン粉剤3	9757
	サンケイケルセン粉剤3	6298
	トモノケルセン粉剤3	6389
	マルカケルセン粉剤	11303
	マルカケルセン粉剤3	6289
	三共ケルセン粉剤3	6293
	山本ケルセン粉剤3	6292
	寿ケルセン粉剤3	8258
	日産ケルセン粉剤3	6296
	日農ケルセン粉剤3	6297
	武田ケルセン粉剤3	6288
ケルセン・ジフェニルスルホン粉剤	ダブル粉剤	7981
ジメエート・ケルセン粉剤	ジメエートK粉剤	8481
	ジメマイト粉剤	8461
メカルバム・ケルセン粉剤	ペスタンK粉剤	8182
PAP・ケルセン粉剤	日産サンマイト粉剤	7601、7602 及び9328
	エカエース粉剤	8460
ケルセン	ケルセンEC	3011

ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬

別紙2

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ベンゾエピン水和剤	チオダン水和剤	4465及び 5457
	マリックス水和剤	14296
	兼商マリックス水和剤	16036
ベンゾエピン乳剤	チオダン乳剤	4464及び 5458
	チオダン乳剤35	12349
	ヘキスト・チオダン乳剤	15760
	ヘキストチオダン乳剤	17893
	マリックス乳剤	8296及び 17894
ベンゾエピン・DDVP乳剤	マリックスD乳剤	12889
	マック-D乳剤	13827
ベンゾエピン・NAC乳剤	チオボン乳剤	12225
	チオボン粉剤	12228
ベンゾエピン粒剤	マリックスペイト	14370
	マリックス粒剤3	14369
ダイアジノン・ベンゾエピン粒剤	ラズベン粒剤	17909
ベンゾエピン粉剤	マリックス粉剤	11270
	一農チオダン粉剤3	12203
	ヘキストチオダン粉剤	15759

殺虫剤マリックス剤回収のご案内
(ベンゾエピン)

マリックス剤は使用禁止農薬に
(ベンゾエピン)
なります(2012年3月予定)。



使用すれば農薬取締法違反です！

下記製品の回収を行っています。万一、回収対象製品をお持ちの場合は、お買い求めの販売店または最寄の農協までお持ちください。

回収対象製品

マリックス水和剤	マリックス乳剤
マリックス粉剤	マリックス粒剤3
マリックスベイト	マック-D乳剤
チオダン水和剤	チオダン乳剤
チオダン粉剤	チオポン乳剤
チオポン粉剤	

※使用残り品は、ビニール袋等に入れるなど安全なお取り扱いをお願いいたします。

【お問い合わせ先】アグロ カネショウ株式会社 技術普及部 西尾 TEL 04-2944-1117

アグロ カネショウ株式会社